

国分寺市立小・中学校プール水の放射性物質濃度測定結果

◆ 平成26年度 第1回プール水の放射性物質濃度測定

◆ 測定対象施設 市立中学校

学 校 名	測定実施日	放射性ヨウ素131 (Bq/kg)	放射性セシウム134 (Bq/kg)	放射性セシウム137 (Bq/kg)
市立第一中学校	平成26年6月25日	<1.14(検出限界値) 不検出	<1.24(検出限界値) 不検出	<1.06(検出限界値) 不検出
市立第二中学校	平成26年6月4日	<1.14(検出限界値) 不検出	<1.23(検出限界値) 不検出	<1.06(検出限界値) 不検出
市立第三中学校	平成26年6月25日	<1.15(検出限界値) 不検出	<1.28(検出限界値) 不検出	<1.09(検出限界値) 不検出
市立第四中学校	平成26年6月20日	<1.12(検出限界値) 不検出	<1.22(検出限界値) 不検出	<1.05(検出限界値) 不検出
市立第五中学校	平成26年6月16日	<1.15(検出限界値) 不検出	<1.28(検出限界値) 不検出	<1.09(検出限界値) 不検出

備考

○測定機器：EMF211型ガンマ線スペクトロメータ（NaIシンチレーション検出器） ◇EMFジャパン株式会社
 ○測定の結果数値が、検出限界値未満の場合は下段に「不検出」と表記。上段には”<〇〇（検出限界値）”と示しています。
 ※〇〇には検出限界値が入ります。
 ○「検出限界値」とは、その分析法や計測機器で検出できる最小値（最小限度）のことをいい、この値は、測定環境（自然に存在する大気中の放射線量等）、測定条件（時間、検体量等）によって異なります。
 ○放射性セシウムの管理目標値
 プール水の放射性物質に関する国の基準がないため、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知、健水発0305第1号～3号）により示されている、水道水中の放射性物質の管理目標値を用いる。

管理目標値	放射性セシウム
水道水	10Bq/kg

国分寺市立小・中学校プール水の放射性物質濃度測定結果

◆平成26年度 第2回 プール水の放射性物質濃度測定

◆測定対象施設 市立中学校

学 校 名	測定実施日	放射性ヨウ素131 (Bq/kg)	放射性セシウム134 (Bq/kg)	放射性セシウム137 (Bq/kg)
市立第一中学校	平成26年7月23日	<1.15(検出限界値) 不検出	<1.27(検出限界値) 不検出	<1.08(検出限界値) 不検出
市立第二中学校	平成26年7月23日	<1.14(検出限界値) 不検出	<1.26(検出限界値) 不検出	<1.08(検出限界値) 不検出
市立第三中学校	平成26年7月25日	<1.15(検出限界値) 不検出	<1.27(検出限界値) 不検出	<1.09(検出限界値) 不検出
市立第四中学校	平成26年7月23日	<1.14(検出限界値) 不検出	<1.26(検出限界値) 不検出	<1.08(検出限界値) 不検出
市立第五中学校	平成26年7月25日	<1.14(検出限界値) 不検出	<1.27(検出限界値) 不検出	<1.08(検出限界値) 不検出

備 考

○測定機器：EMF211型ガンマ線スペクトロメータ（NaIシンチレーション検出器） ◇EMFジャパン株式会社
 ○測定の結果数値が、検出限界値未満の場合は下段に「不検出」と表記。上段には”<〇〇（検出限界値）”と示しています。
 ※〇〇には検出限界値が入ります。

○「検出限界値」とは、その分析法や計測機器で検出できる最小値（最小限度）のことをいい、この値は、測定環境（自然に存在する大気中の放射線量等）、測定条件（時間、検体量等）によって異なります。

○放射性セシウムの管理目標値
 プール水の放射性物質に関する国の基準がないため、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知、健水発0305第1号～3号）により示されている、水道水中の放射性物質の管理目標値を用いる。

管理目標値	放射性セシウム
水道水	10Bq/kg

国分寺市立小・中学校プール水の放射性物質濃度測定結果

◆平成26年度 第3回 プール水の放射性物質濃度測定

◆測定対象施設 市立中学校

学 校 名	測定実施日	放射性ヨウ素131 (Bq/kg)	放射性セシウム134 (Bq/kg)	放射性セシウム137 (Bq/kg)
市立第一中学校	平成26年8月22日	<1.16(検出限界値) 不検出	<1.29(検出限界値) 不検出	<1.07(検出限界値) 不検出
市立第二中学校	平成26年8月22日	<1.12(検出限界値) 不検出	<1.25(検出限界値) 不検出	<1.06(検出限界値) 不検出
市立第三中学校	平成26年8月27日	<1.17(検出限界値) 不検出	<1.27(検出限界値) 不検出	<1.09(検出限界値) 不検出
市立第四中学校	平成26年8月22日	<1.15(検出限界値) 不検出	<1.28(検出限界値) 不検出	<1.06(検出限界値) 不検出
市立第五中学校	平成26年8月27日	<1.17(検出限界値) 不検出	<1.26(検出限界値) 不検出	<1.08(検出限界値) 不検出

備考

○測定機器：EMF211型ガンマ線スペクトロメータ (NaIシンチレーション検出器) ◇EMFジャパン株式会社
 ○測定の結果数値が、検出限界値未満の場合は下段に「不検出」と表記。上段には”<〇〇(検出限界値)”と示しています。
 ※〇〇には検出限界値が入ります。
 ○「検出限界値」とは、その分析法や計測機器で検出できる最小値(最小限度)のことをいい、この値は、測定環境(自然に存在する大気中の放射線量等)、測定条件(時間、検体量等)によって異なります。
 ○放射性セシウムの管理目標値
 プール水の放射性物質に関する国の基準がないため、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知、健水発0305第1号～3号)により示されている、水道水中の放射性物質の管理目標値を用いる。

管理目標値	放射性セシウム
水道水	10Bq/kg